

沖縄県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱

平成23年10月30日福医第2930号

平成31年3月19日保総第2428号

令和3年3月29日保総第1837号

(趣旨)

第1条 この補助金は、経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図るため、当該事業を実施する施設に対して、予算の範囲内において交付するものとし、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則102号。以下「規則」という）の規程によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、県内の医療機関が「看護職員確保対策事業等実施要綱」（平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施する外国人看護師候補者就労研修支援事業を、交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額の算定は次のとおりとする。

- (1) 別表の基準額欄に掲げる額と同表の対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とし、交付額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は、廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、沖縄県補助金等の交付に関する規則第19条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(7) 補助金と事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出にかかる証拠書類を整理し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承諾を受けた場合には、その承諾を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）による申請書を毎年度知事が別途定めた日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、補助金変更承認申請書（第2号様式）を別に定める期日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、第6条及び第7条の規定により申請（変更）を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められた時は交付決定の通知（第3号様式）を行うものとする。

(実績報告)

第8条 この補助金の事業実績報告は、報告書（第4号様式）により翌年度4月10日までに知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告を審査し、適当と認められたときは、補助金の額を確定し、通知するものとする。

(交付請求)

第10条 前条の決定に基づき、補助金の交付を受けようとするときには、請求書（第5号様式）を提出するものとする。

附則

この要綱は平成23年10月30日から施行し、平成23年度予算から適用する。

附則

この要綱は平成31年3月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表

基準額	対象経費	補助率
<p>次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 日本語習得支援事業 候補者1人あたり 117千円</p> <p>(2) 就労研修支援事業 一か所当たり 461千円</p>	<p>外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料)、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費</p>	<p>定額</p>